

## 平成21年度 多久市保育料基準額表

(平成21年4月1日以降)

児童の世帯の階層区分と定義		徴収基準額 (月額：円)			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯	0		0	
2	所得税、市民税とも非課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	9,000 (0)		6,000 (0)	
3	所得税非課税、市民税は課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	19,500 (17,500)		16,500 (14,500)	
<b>以下は所得税課税世帯</b>					
4-1	所得税額が20,000円未満の世帯	25,000		22,000	
4-2	20,000円以上40,000円未満の世帯	29,000		26,000	
5-1	40,000円以上61,000円未満の世帯	34,000		31,000	30,500
5-2	61,000円以上82,000円未満の世帯	39,500		36,600	30,500
5-3	82,000円以上103,000円未満の世帯	44,500		36,600	30,500
6-1	103,000円以上258,000円未満の世帯	46,000		36,600	30,500
6-2	258,000円以上413,000円未満の世帯	49,000	47,500	36,600	30,500
6-3	413,000円以上の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500

平成21年度の保育所徴収金基準額(保育料)が決まりました。  
保育料は、世帯員の市民税や所得税によって、左の表のとおり各階層に分けられています。くわしくはおたずねください。  
なお、現在提出された源泉徴収票や確定申告書に変更があった場合は、年度途中に保育料が変わることがあります。

- ※市民税は平成20年度分、所得税は平成20年分です。
- ※保育料を算定する場合は「源泉徴収票」または「確定申告書」の額と一致しない場合があります。(住宅取得控除等は適用しません)
- ※世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育園に入所している場合の保育料は次のとおりです。
  - いちばん年齢の高い児童は定額(基準額)
  - 2番目に高い児童は半額
  - 3番目以降の児童は無料

# 平成21年度の保育料が決まりました

### 保育料についての疑問にお答えします

- Q 子どもが1歳児で保育料を39,500円支払っていますが、実際にはどれぐらいの保育費用が掛かっているのですか？  
A 保育に掛かる費用は児童の年齢によって異なります。0歳児で月額約180,000円、1・2歳児で月額約110,000円、3歳児で月額約60,000円、4歳以上児では月額約50,000円の費用が掛かっています。なお、平成21年度の保育に掛かる費用は約6億4千万円、児童一人あたり年額約900,000円になる見込みです。
- Q 多久市の保育料は、国の基準額と比べてどれぐらいの差があるのですか？  
A 多久市の保育料は、国が定めた基準額の約84%となっています。この差額は市が負担しており、平成21年度の場合は約3,000万円(児童一人あたり約42,000円)になる見込みです。

■問い合わせ 福祉健康課 社会福祉係 ☎75-6118

6月

## 「児童手当現況届」

提出の月です

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。



現在、児童手当を受給している方には、6月中旬に提出用の書類を自宅に送付しますので、内容を確認・押印のうえ、福祉健康課まで提出してください。

■提出期限 6月30日(火)

期限までに提出されない場合は、6月以降の児童手当を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

なお、国民年金以外の年金に加入している方は、健康保険証のコピーまたは、同封の年金加入証明書を一緒に提出してください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118